公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターが運営する特定施設に おける展示及び委託販売等に関する規程

平成 2 5年 4月 1 日制定 平成 2 5年 7月 1 日一部改正 平成 2 9年 1 2月 2 6 日一部改正 令和 元年 6月 1 日一部改正 令和 3年 4月 1 日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター(以下「この法人」という。)が運営する特定施設において、出展者が県産品の展示及び委託販売等(以下「展示・販売」という。)を行う場合の取り扱いに関して定めるものとする。

(特定施設)

第2条 特定施設とは、みやざき物産館KONNE及び新宿みやざき館KONNEをいう。

(出展者)

- 第3条 出展者とは、第4条に規定する商品を製造、販売する者で、かつ次の各号を満たす者とする。
 - (1) 県内に主たる事業所または支店等を有していること
 - (2) 営業を営むため、官公庁より受けた許可証等を有していること
- 2 前項の規定は、移動販売車による販売を営む者も含まれるものとする。

(県産品)

- 第4条 特定施設で取り扱う県産品とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 農林水産物については、宮崎県内で生産、収穫されたものであること
 - (2) 農林水産物以外の商品(加工食品、工芸品等)については、以下のいずれかに該当するものであること
 - ア 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
 - イ 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを 明示して、主に県内で販売しているもの
 - ウ 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、本県の認知度・好感度及びブランド力向上等に寄与する と判断されるものについては、県産品として取り扱うことができるものとする。

(必要条件)

- 第5条 関係法令、商品管理運営上、次の要件を具備するものとする。
 - (1) 食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)、農薬取締法、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)、食品表示法、計量法等関係法令に定める規定に違反していないこと
 - (2) 品質、衛生管理が適正に行われていること(確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること)

- (3) 各種賠償保険等に加入し、商品が原因による事故等が発生した場合に、被害者の救済が確実にできること
- (4) 特許、新実用新案等の係争中ではない商品、又はそのおそれのない商品であること

(取引条件)

- 第6条 取引条件は、原則委託販売とし、出展にかかる県産品の送料は出展者負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず適当と認められたものについては買取販売も可能とする。 取引条件は個別協議とする。

(出展方法)

- 第7条 出展者となろうとする者は、あらかじめ次の書類等をこの法人に提出するものとする。
 - ① 商品規格書(食品・酒類)(別記様式1-1)

(別記様式1-2)

- ② 商品規格書(工芸)(別記様式2)
- ③ 金融機関指定書(別記様式3)
- ④ 品質保証に関する確約書(別記様式4)
- ⑤ 出展者の事業概要書(別記様式5)
- ⑥ 誓約書(別記様式6)
- ⑦ 商品見本
- ⑧ 営業を営むため官公庁より受けた許可証等の写し
- 2 第1項第1号及び第2号以外の書類は、変更がなければ初回以降は省略できるものとする。

(商品選定)

- 第8条 この法人は、みやざき物産館KONNE及び新宿みやざき館KONNE1階ショップに出展する商品について、毎週1回、宮崎本部において審査会を開催し選定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務局長が必要と認めた場合は、臨時に審査会を開催 することができる。
- 3 審査会は、事務局長、事務局次長及び宮崎本部の総務貿易課長、販路開拓課長、み やざき物産館KONNE店長及び副店長、企画・営業課長、企画・営業課長補佐並び にその他事務局長が必要と認めた者によって構成するものとする。
- 4 審査会は、事務局長が総括し、宮崎本部企画・営業課が事務を所掌するものとする。
- 5 審査会は、第3条、第4条及び第5条の審査を行うとともに、県産品の取り扱いに ついて決定するものとする。
- 6 審査会は、前項の審査結果を速やかに出展者に通知するものとする。
- 7 審査結果に基づき、みやざき物産館KONNEの取扱商品は宮崎本部企画・営業課が、新宿みやざき館KONNE1階ショップの取扱商品は東京事務所営業課が、速やかに出展者に通知するものとする。

(売上金の支払い)

- 第9条 この法人は、出展した県産品の毎月の売上代金から販売手数料及び金融機関の振込手数料を控除した額を翌月の20日までに出展者に支払うものとする。
- 2 この法人の販売手数料率は次のとおりとする。

特定施設		食 品	工 芸
みやざき物産館 KONNE	常設品	25% (35%)	25% (35%)
	テストマーケティング品	20% (20%)	20% (20%)
	店内催事の初出展者	15% (15%)	15% (15%)
	店外スペース	15% (15%)	15% (15%)
新宿みやざき館 KONNE	常設品	30% (40%)	30% (40%)
	テストマーケティング品	20% (20%)	20% (20%)
	催事品	15% (15%)	15% (15%)

※()は、非会員

(規程の実施)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別途定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事長の決裁により行うものとする。

附則

この規程は、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの設立登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月26日から施行する。ただし、改正後の第10条第2項については、新宿みやざき館KONNEのリニューアルオープンの日から適用する。

附則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。